

## 骨髄・末梢血管細胞の提供者(ドナー)に 助成金を交付します

骨髄や末梢血管細胞(以下「骨髄等」という)は、白血病などの難治性血液疾患に対する有効な治療法であり、多くの患者が移植を希望しています。そのため、ドナーの休業による経済的負担を軽減し、骨髄等の移植の促進を図ることを目的として、ドナーに助成金を交付します。

- 対象者** 次の全てに当てはまる人
  - ◇骨髄等の提供を完了した日に、市内に住所を有する
  - ◇骨髄等の提供に要した日に、事業所に勤務、または自営業(農業・漁業・その他個人で営む事業を含む)に従事する
  - ◇この助成金に類するほかの助成金の交付を受けていない
- ※市税に滞納がある人や、暴力団関係者は対象外
- 助成内容** 骨髄等の提供のために要した通院、入院または面談の日数1日につき2万円の助成(上限14万円)

### ●必要なもの

◇骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類◇骨髄等の提供のために通院、入院または面談した日を証明する書類◇骨髄等移植ドナーに関する有給休暇等取得証明書(勤務先が記入するもの。指定の様式があるので問い合わせください)◇印鑑

### ●申請期間

骨髄等の提供を完了した日(平成31年4月1日以降のものに限る)から1年以内

### ●申請と問い合わせ先

すこやか長寿課健康長寿担当  
(すこやか交流プラザ内)  
☎(501)2222



## 小児・AYA世代がん患者の 在宅療養生活を支援します

小児・AYA(小児、思春期および若年成人)世代のがん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる費用の一部を助成します。

### ●対象者

- 次の全てに当てはまる人
  - ◇市内に住所を有する40歳未満
  - ◇末期がん患者
  - ◇在宅での療養において、生活支援または介護が必要
  - ◇ほかの事業で、同様の助成を受けることができない



### ●助成内容

訪問介護、福祉用具貸与・購入に要する費用(1カ月あたり上限6万円)のうち、9割(生活保護世帯は10割)に相当する額の助成

### ●利用方法

申請書(問い合わせ先で配布)と主治医の意見書(すこやか長寿課)に提出。利用決定を受けた後にサービスを受け、その領収書を添えて助成の請求をしてください。(申請書などは、市のホームページからダウンロードできます。)

### ●申請と問い合わせ先

すこやか長寿課健康長寿担当  
(すこやか交流プラザ内)  
☎(501)2222